

山梨市告示第1号

地籍調査作業準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）
第30条第2項の規定により筆界案を作成しましたので、同条第3項の規定
により次のとおり公告する。

令和4年1月19日

山梨市長 高木 晴 雄



1 筆界案を作成した土地

- ・山梨市牧丘町西保中字古宿入3433番地2
- ・山梨市牧丘町西保中字古宿入3435番地
- ・山梨市牧丘町西保中字古宿入3436番地
- ・山梨市牧丘町西保中字古宿入3444番地2

2 筆界案を確認することができる場所

山梨市役所管財課

住所：山梨市小原西843

3 筆界案を確認することができる者

筆界案を作成した土地の所有者その他利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

山梨市

5 意見の申出

筆界案を確認できる者は、山梨市に対して、下記期間内に意見を申し出る
ことができるものとする。なお、当該期間を経過しても申し出がない時は、準
則第30条第3項の規定により筆界の調査を行う。

意見申出期間

令和4年1月20日から2月9日（土曜日、日曜日を除く）

の午前8時30分から午後5時まで

